

令和4年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第1回）

# MC医師の研修

和歌山県立医科大学 救急集中治療医学講座  
加藤正哉

# 「令和元年度 救急業務のあり方に関する検討会」 で抽出された課題

◆ 現状の問題をまず解決する必要がある課題(課題解決を目的とした小会合を設置)

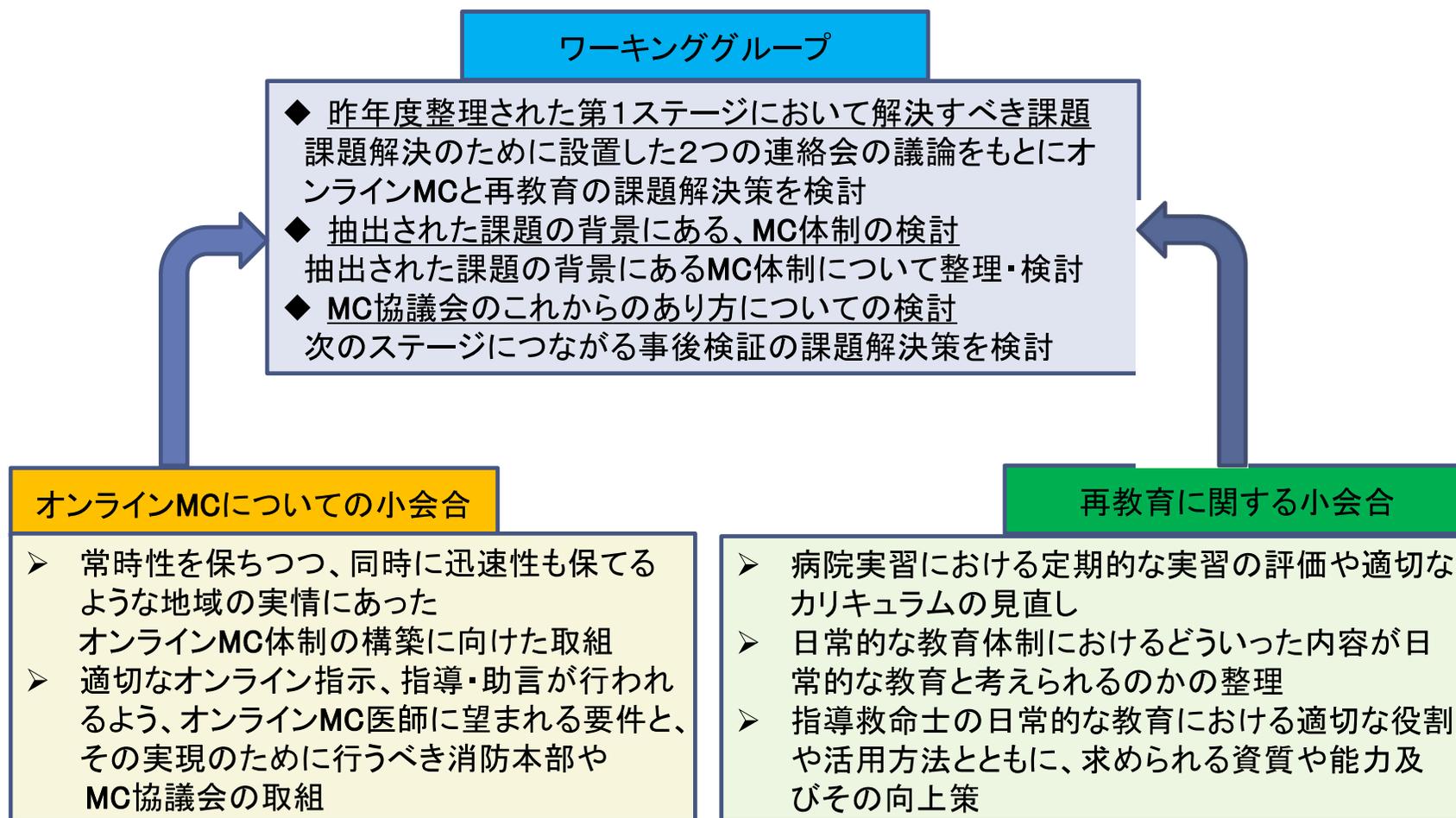
## オンラインMC

- 726本部の「約半数」がオンラインMC実施時、救急救命士法等を医師が理解していない場合があると回答

## 再教育

- 日常的な教育体制については726本部中187本部(25.8%)  
「約1/4の本部」ではまだ構築出来ていない
- 指導救命士を運用している本部において救急出場時の実践的トレーニングについては530本部中190本部(35.8%)、「2/5以下の本部」でしか実施していない結果運用方法を明確にする意義は大きい。

# 課題解決に向けてのWGと小会合



令和2年第1回救急業務のあり方に関する検討会における検討より

# オンラインMCの常時性・迅速性・適切性

## ①常時性

救急の現場から 連絡を取ろうとした場合MC医にどの程度つながるかを調査

全体では98.9%

## ②迅速性

携帯電話等の発信からオンラインMC医につながるまでの時間

1分未満の場合が93.0%

## ③適切性

MC医がおこなったオンラインによる指示、指導・助言の適切性を客観的に評価するのは容易ではない

田邊 晴山ら、オンラインメディカルコントロールの実態調査について、  
日本臨床救急医学会雑誌、2022、in press

# オンラインMC指示医師のあるべき姿

○ 救急救命士からの指示要請等に適切に応じることができる医師を指示・指導・助言医師(仮称)とすることが望ましい。また、それらの医師と救急救命士を含む救急隊員との間にいわゆる顔の見える関係を構築することが重要

出典:「救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年3月総務省消防庁)」より抜粋

○ 救急救命士に対する指示、救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言を行う医師は地域の中核的な救急医療機関の救急専門部門の責任者及びそのスタッフが最も望ましい

出典:「救急業務高度化推進委員会報告書(平成13年3月総務省消防庁)」より抜粋

○ 地域によってはオンラインMCを行う医師が救急に精通した医師でない場合もあることから、オンラインMCの適切性については、地域によって認識が異なる可能性がある

## オンラインMCの適切性

救急救命士法施行規則第21条に定める特定行為の実施や、傷病者に対する的確な応急処置等の実施の観点

- ・ 救急救命士法等の関係する法令に抵触しないことは当然
- ・ プロトコルを理解した上で、状況に応じ、的確な指示、指導・助言ができる
- ・ 相互に信頼関係が構築されていること

令和2年第2回オンラインMC小会合内の議論より

# 適切性を保つための教育について

- 「適切性」を保つには何らかの教育が必要であり、可能であれば国が一定の基準を示すことができると地域の講習が進む。
- 厚生労働省が委託事業として講習会を開催しており、また、日本救急医学会がeラーニングの提供や1日講習会を行っている。
- 東京都では東京都MC協議会主催の救急隊指導医研修を行っている。

# 「救急医に求められるメディカルコントロールの知識」の段階的目標

## 対象

専門医専攻医 <	<専攻医指導医 <	<MCコア業務担当医師 <	<MC管理業務担当医
想定年次			
3~5年目	5年目以降年次問わず	5年目以降年次問わず	10年目以降年次問わず
求められる行動			
専門医取得	専門医への指導	MCコア業務の理解と実践	MC管理業務に理解と実践
Phase 1	Phase 2a	Phase 2b	Phase 3

「救急担当医（臨床医）に求められるメディカルコントロールの知識」

救急を専門としないが、救急診療に携わる（携わざるを得ない）全年代の医師

Phase 0

# MC指導医師の底上げを全国で実現するために

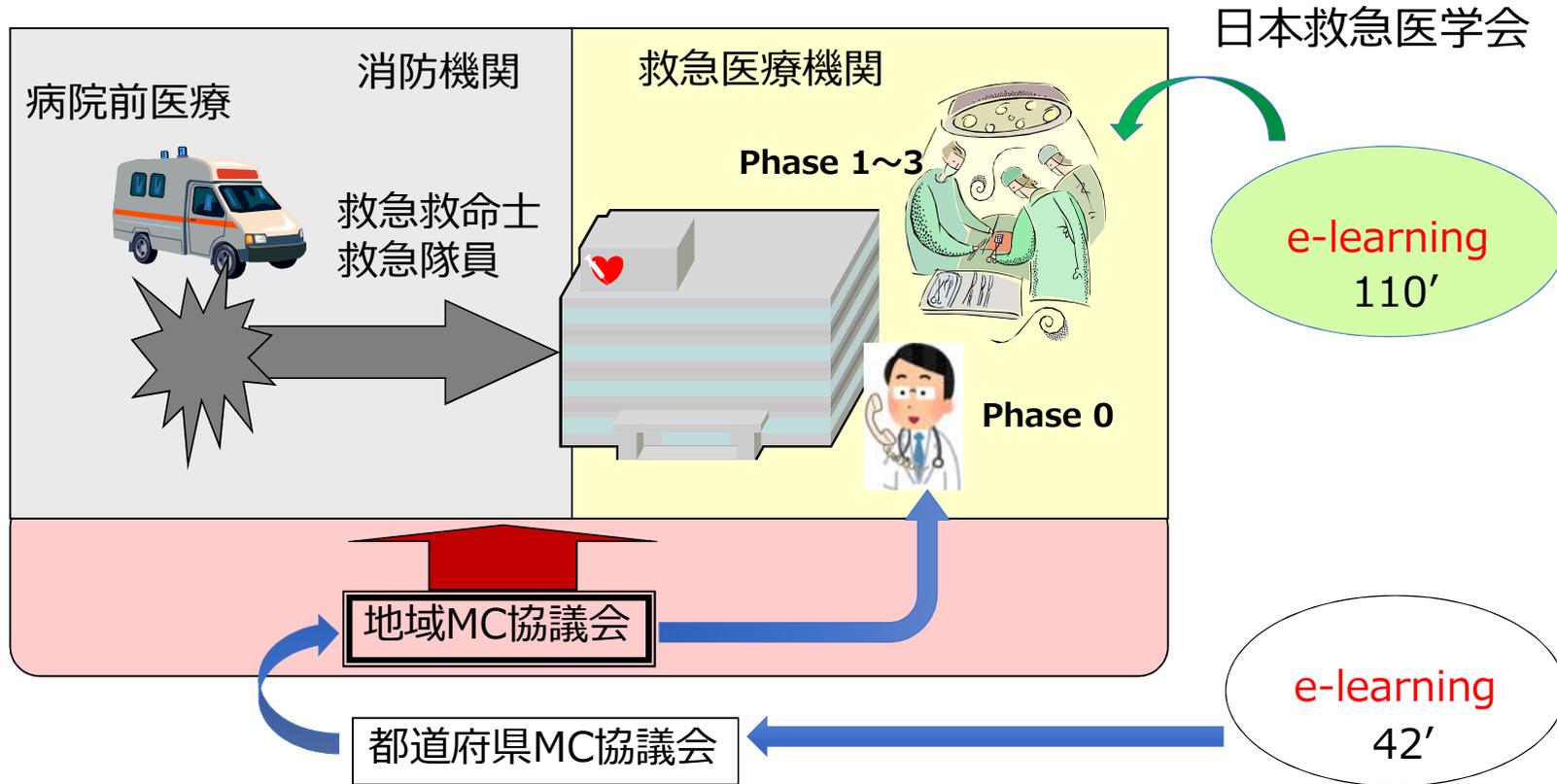
- Phase 0 の救急担当医師に対する教育コンテンツを救急医学会が作成
- 都道府県MC協議会において、用意されたコンテンツの使用法を協議して運用

## 「メディカルコントロールに係わる医師の基礎知識」

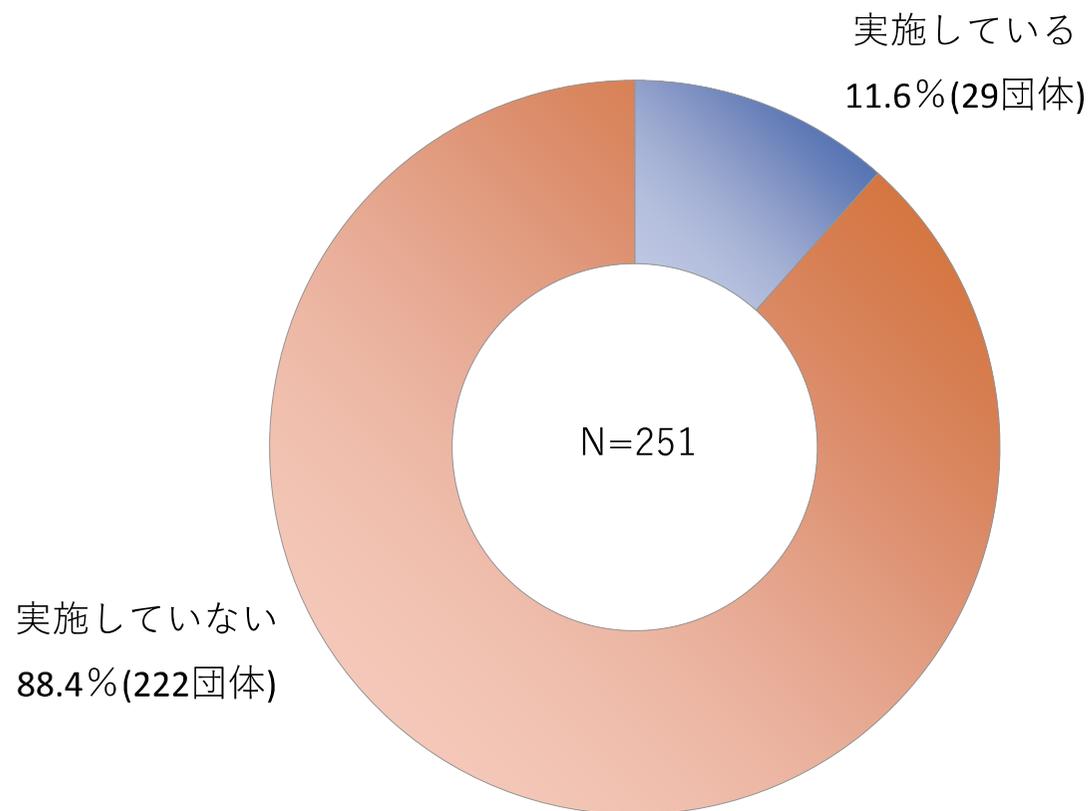
- 2020年1月、令和元年度第2回全国メディカルコントロール協議会連絡会（仙台）において、日本救急医学会が救急診療に携わる全ての医師向けの教材を提供することをアナウンス
- 2020年12月 一般社団法人日本救急医学会（嶋津岳士代表理事）から、都道府県メディカルコントロール協議会宛に「メディカルコントロールに係わる医師の基礎知識」動画セミナー教材を配布

→教材の活用方法は、MC協議会に一任

# MC知識普及の概念図

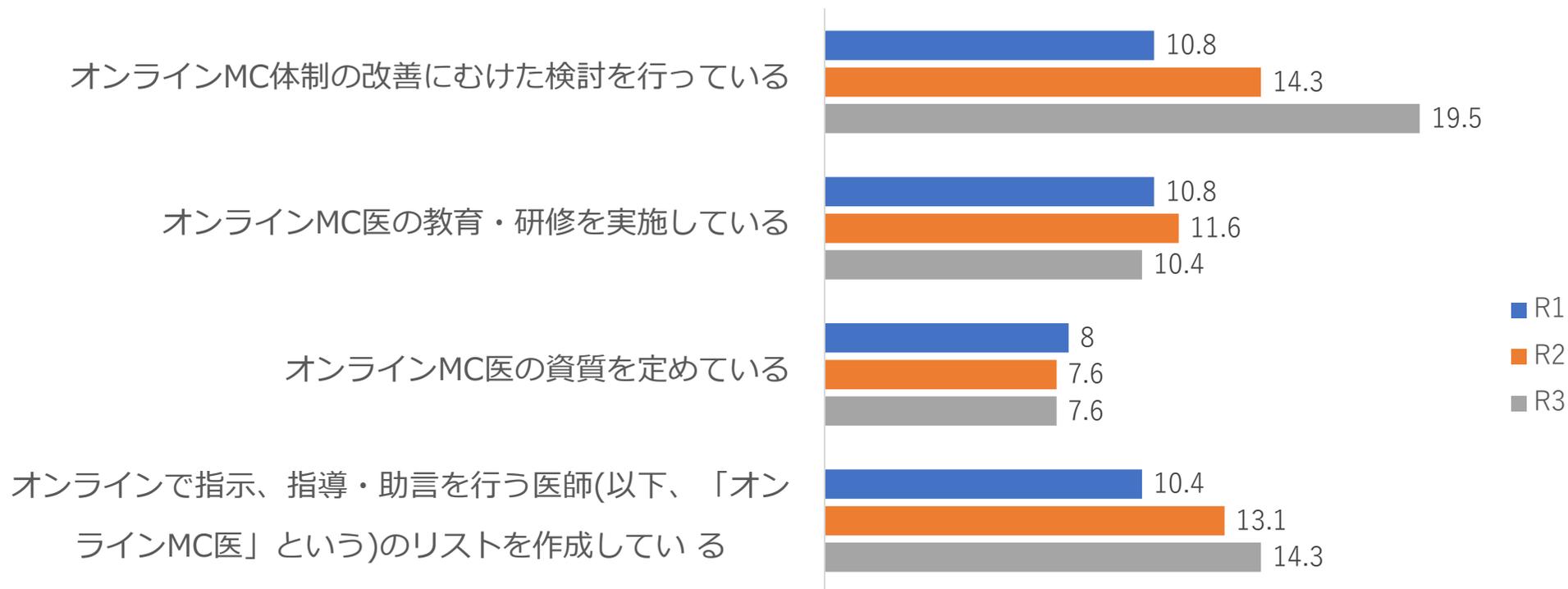


# 指示医師等に対する教育・研修を実施しているか

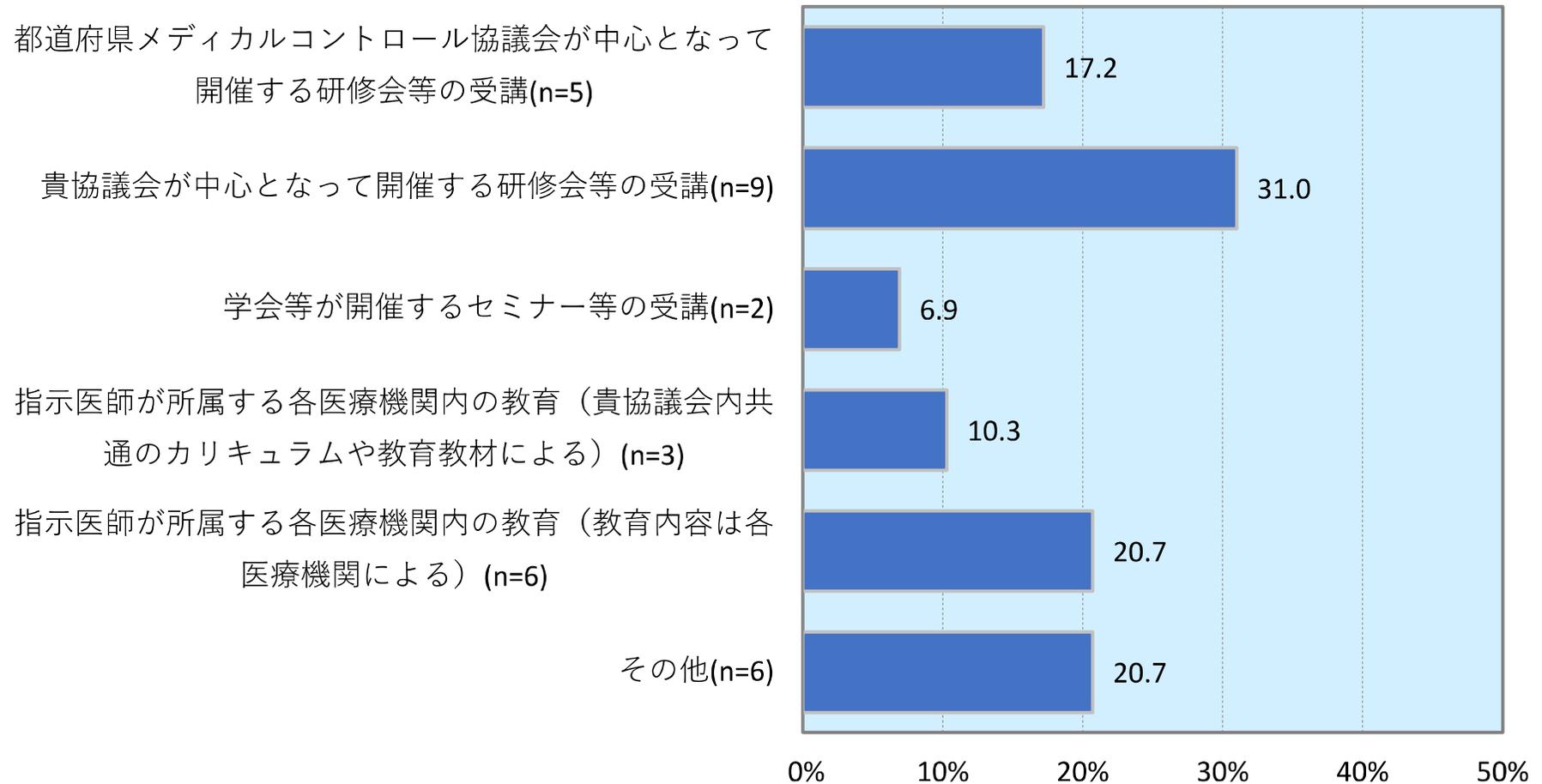


# メディカルコントロール体制等の実態に関する調査

全国の251地域MC協議会に対して各都道府県消防防災主管部(局)を通じて調査票(電子ファイル)をメールで配布し回収 (回収率100%)

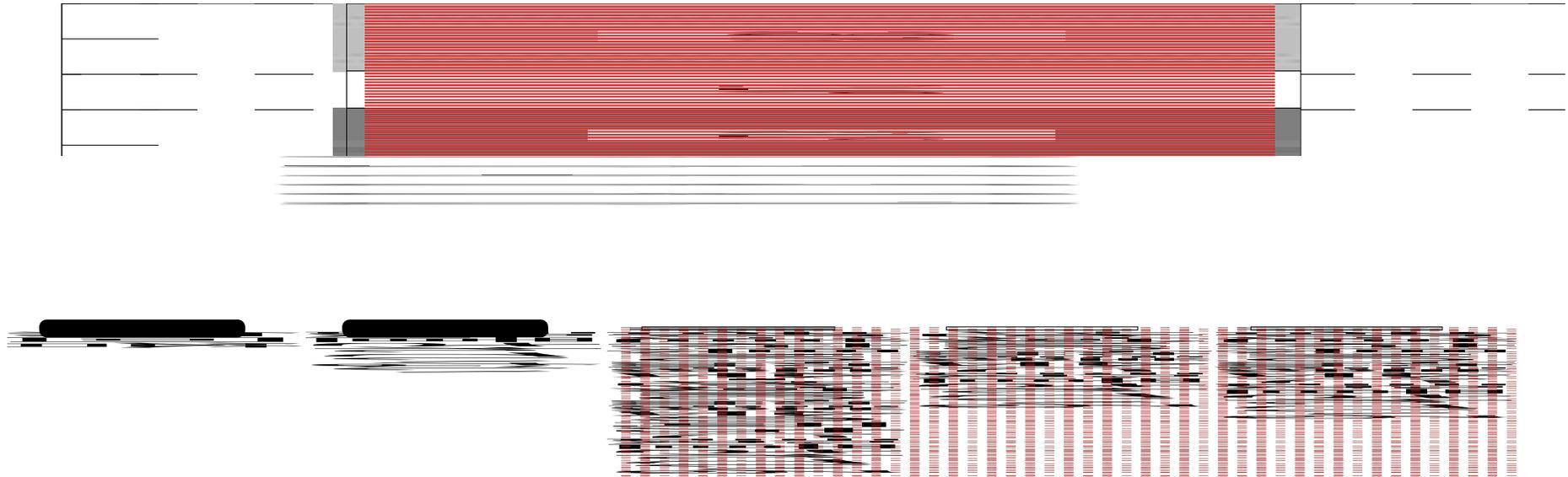


# 教育・研修はどのような形態ですか(n=29)



# MC協議会に専門部会等（専門部会、ワーキンググループ、作業部会、研修部会等）が設置されているか

全国の791消防本部を対象とした調査



地域MC単位で見ると、212/246 (86%)のMCで部会が設置されている

# 専門部会等の種類

1. プロトコル策定
2. 病院実習管理
3. 事後検証
4. 救急救命士再教育プログラム策定
5. 調査・研究
6. 危機管理体制
7. 技能教育(JPTEC・BLS等)
8. 救急救命士連携確認試験・認定
9. 住民に対する応急手当の普及啓発・検証
10. 搬送先医療機関選定検証
11. 地域の救命率・社会復帰率検証
12. 救急出動体制検討
13. 通信指令に関する検証
14. 救急救命士の観察結果と医療機関における初期診療の検証
15. 救急救命士に対して指示・指導、助言を行う医師に関する検証
16. 救急需要増大に対する検討

MC医師向けの研修に関する専門部会は？

「メディカルコントロール協議会の実態調査」平成25年消防庁救急企画室

例えば、、、

### 山梨県MC協議会専門部会

活動基準部会  
脳疾患部会  
心疾患部会  
心肺停止部会  
消化管出血部会  
外傷部会  
精神部会

### 東京都MC協議会専門委員会

事後検証委員会  
指示指導医委員会  
救急処置基準委員会  
救急隊員の教育に関する委員会

### 和歌山県MC協議会専門部会

事後検証等検討部会  
指示体制等検討部会  
病院実習等検討部会  
救急搬送受け入れ等検討部会

### 湘南地区MC協議会専門委員会

#### 検討部会

各作業部会は、MCに必要な各種作業を行い、又検討部会から委託された事項について検討する。

医師の教育・研修に関する作業及び検証医師候補の選出は、検討部会が直接行う。

#### 事後検証作業部会

#### 常時指示作業部会

#### 病院実習作業部会

#### 救急隊員教育・研修作業部会

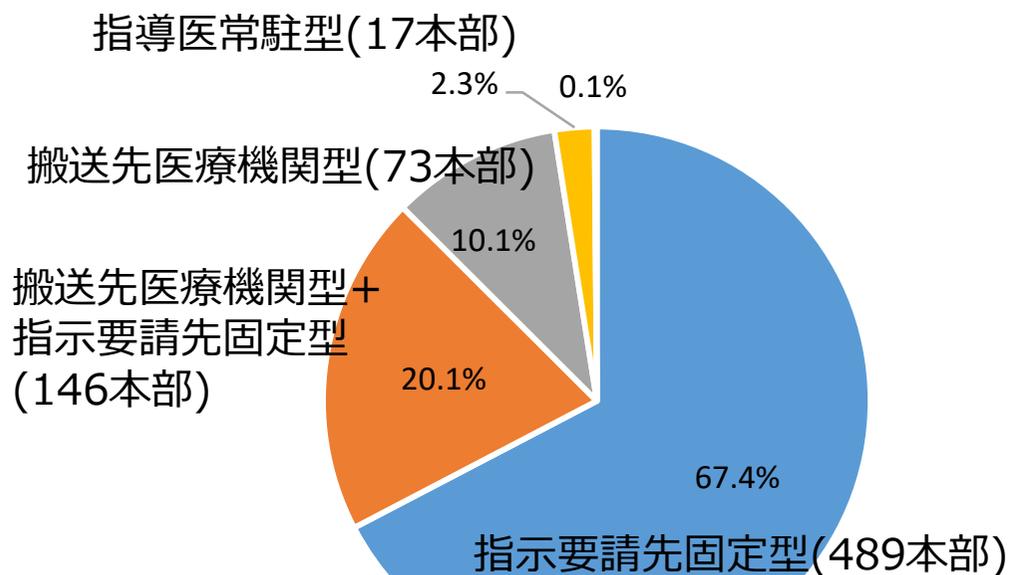
#### 標準化教育作業部会

#### 要綱等改正作業部会

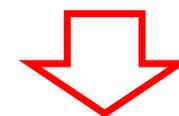
# 適切性を保つためには、

メディカルコントロールに関わる全ての医師に対する知識の底上げが必要

各消防本部(n=726)における指示要請先



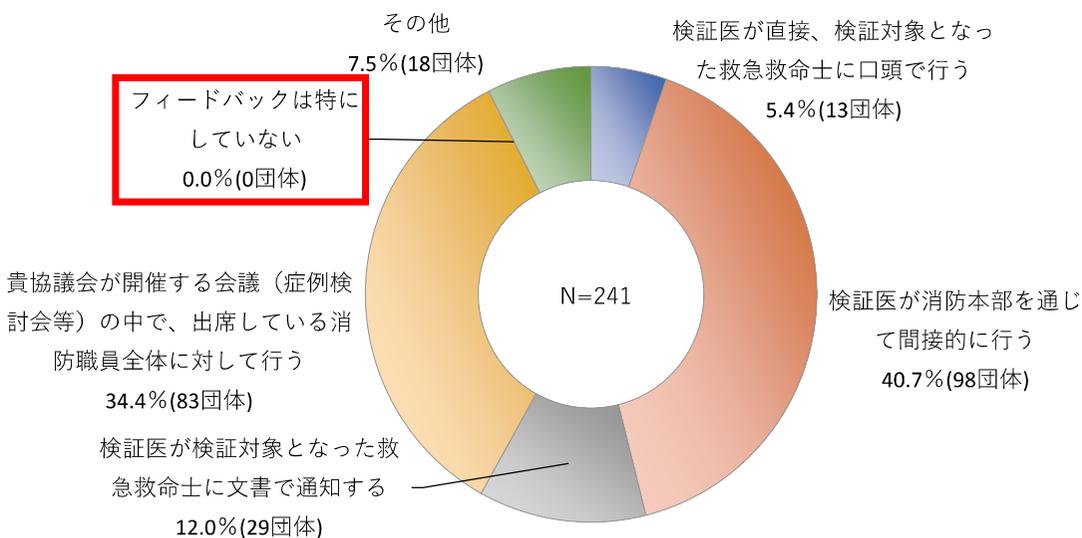
全ての医師の範囲が、都道府県・地域により異なるため、一律の基準作成は難しい



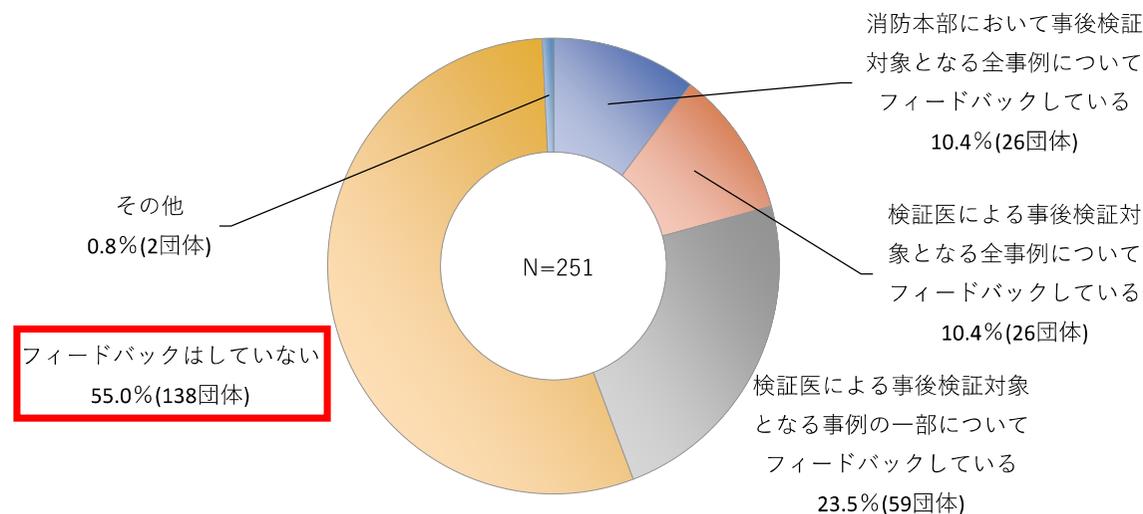
都道府県MC協議会・地域MC協議会において、実情に応じた担当医師向けの教育体制構築が求められる

# 事後検証のフィードバック

## 救急救命士・救急隊員に対するFB

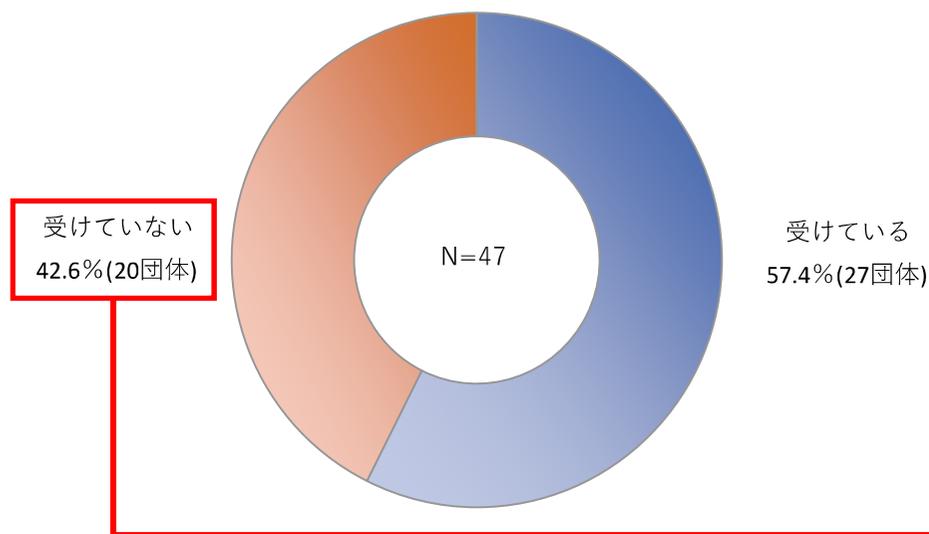


## 検証医師に対するFB

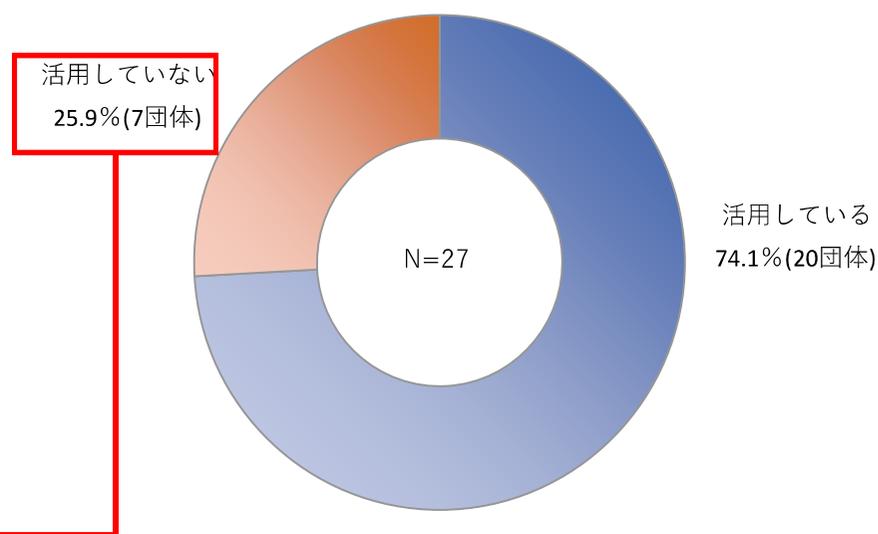


# 事後検証の活用

地域メディカルコントロール協議会、消防本部から事後検証結果の報告を受けているか



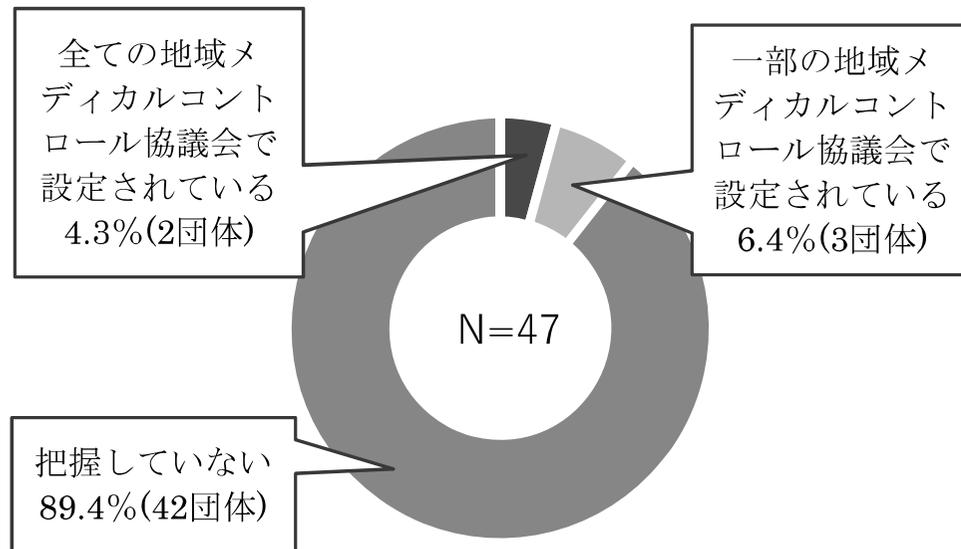
報告を受けた事後検証結果を消防法35条の5に定める「傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する基準」の改正に活用しているか



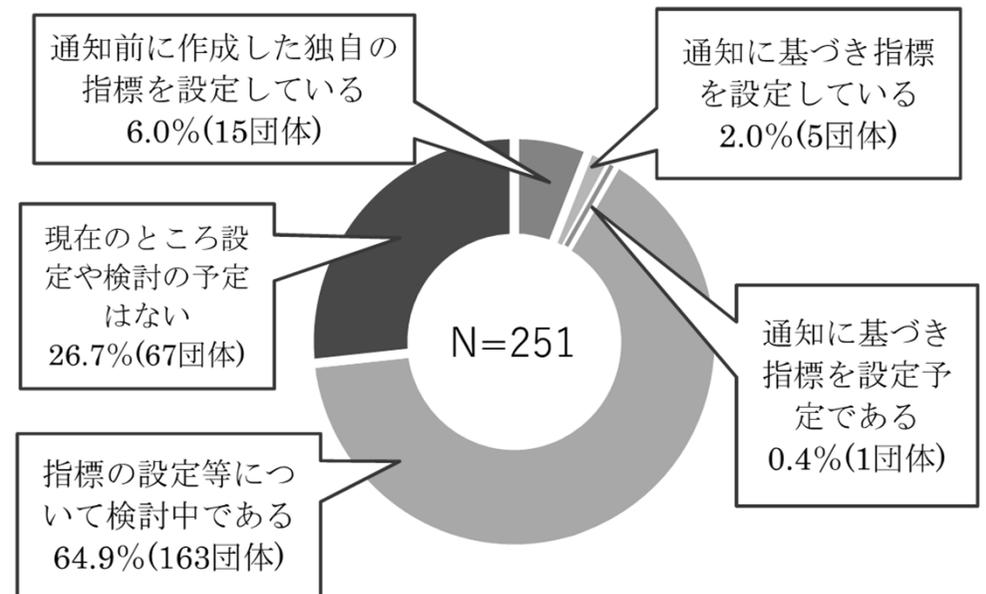
半数以上で事後検証結果は受け入れ基準の改正に活用されていない

# 評価指標を用いたPDCAの取組

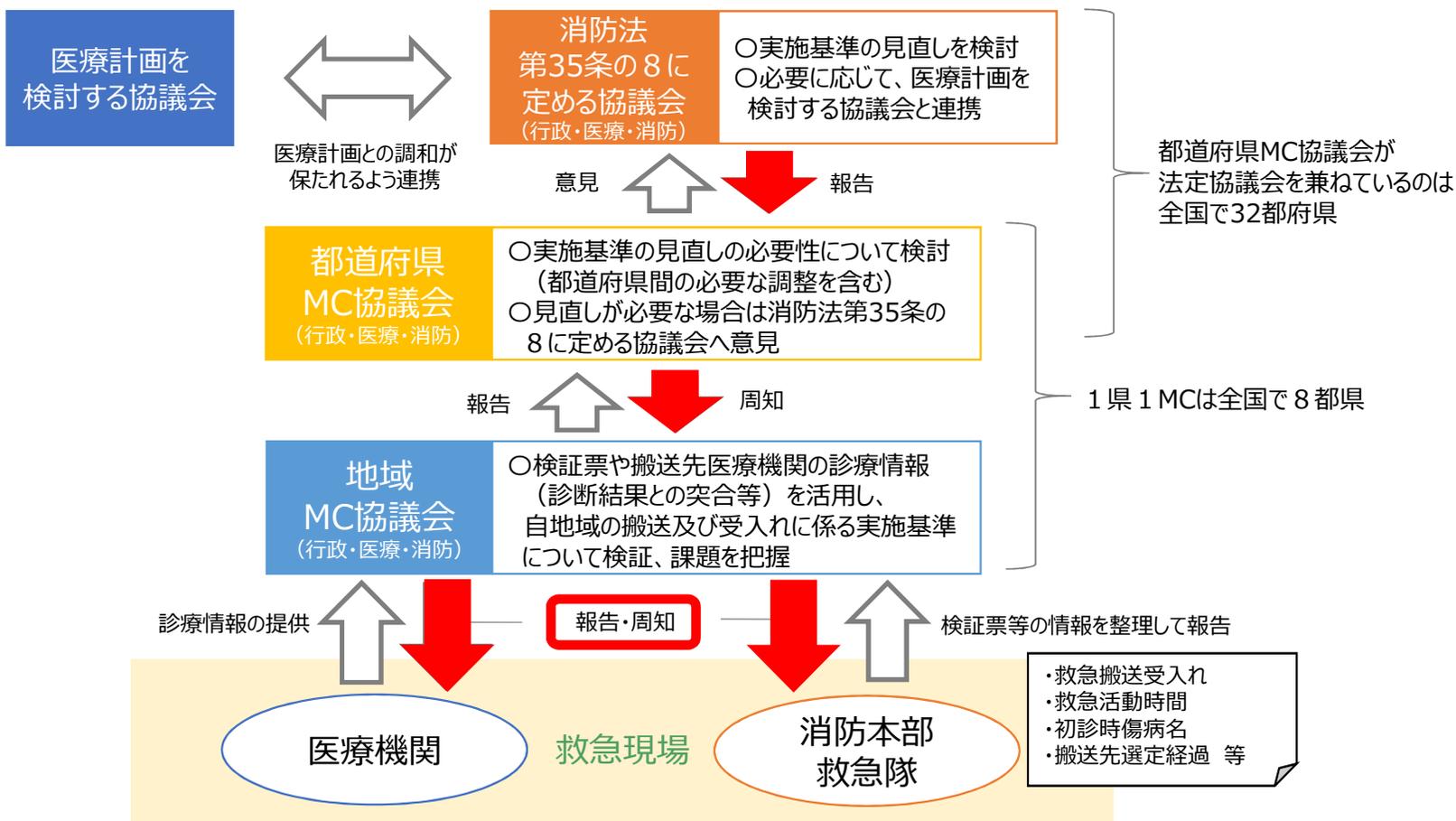
## 都道府県MC協議会



## 地域MC協議会



# 事後検証の活用に係る各協議会等の連携



消防救第 97 号  
令和 3 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
（公印省略）

救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化に  
ついて（通知）

救急業務におけるメディカルコントロール体制については、「救急業務の高度化の推進について」（平成 13 年 7 月 4 日付け消防救第 204 号消防庁救急救助課長通知）（以下「平成 13 年消防庁通知」という。）により、救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言（以下「オンラインメディカルコントロール」という。）、救急活動の事後検証（以下「事後検証」という。）、

本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出

事 務 連 絡

令和3年3月31日

各 都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる  
充実強化について（周知）

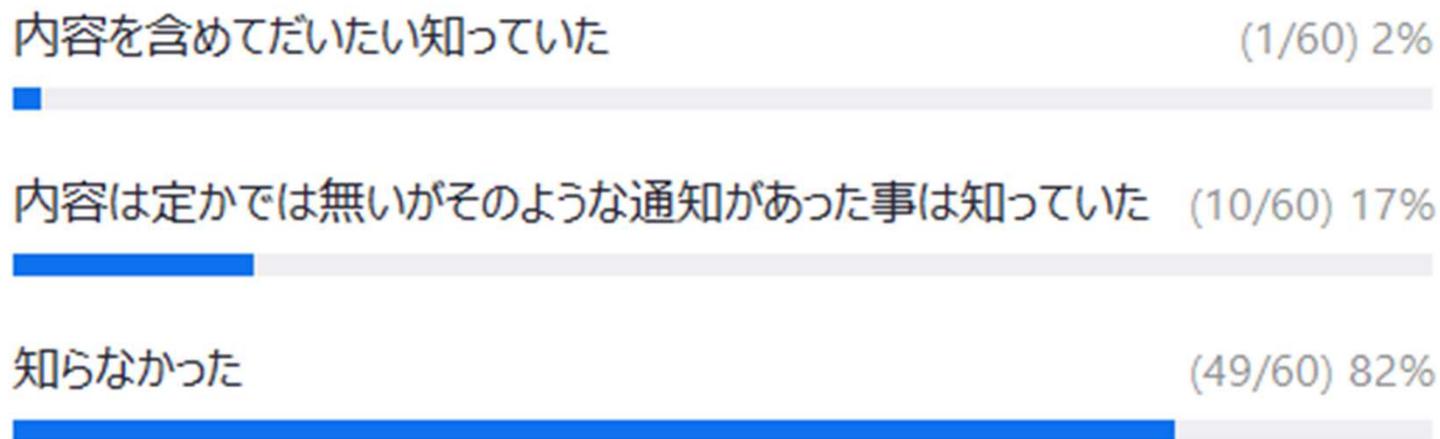
救急医療行政の推進につきましては、平素より多大な御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、総務省消防庁の「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（令和3年3月）がとりまとめられ、救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について、別紙の通り総務省消防庁救急企画室長から各都道府県消防防災主管部（局）長宛てに通知がされたところです。

つきましては、各都道府県衛生主管部（局）におかれましても、当該報告書及び通知の内容を御了知いただき、管内医療機関等に対し周知いただきますようお願いいたします。

# MCに関わる医師への情報提供

2021年3月に「MCの更なる充実強化について」という通知があったことは知っていましたか？



令和3年度「病院前医療体制にかかる指導医等研修（上級）」受講者アンケートより

# MCに関わる通知

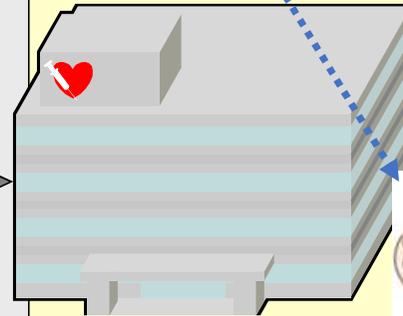
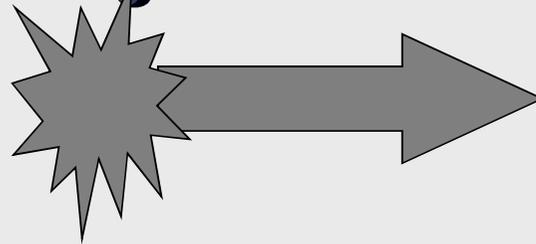
消防防災主管部局

衛生主管部局

消防機関

救急医療機関

救急救命士  
救急隊員



# MC医師の研修を進めるための協議会の役割は

全ての指示医師、検証医師に対して、

- 基本的事項を覚えてもらうための簡便な教育の仕組み
- 実施したMC活動に対するフィードバックの仕組み
- 制度の変更などを遅滞なく周知するための情報提供

院内のMCに関わる委員会等の設置

地域MC協議会が各医療機関の状況を把握

都道府県MC協議会は地域MC協議会間の調整と役割の補完を

# メディカルコントロール体制の課題

